

令和元年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和元年第4回東彼杵町議会定例会は、令和元年12月17日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	三根 貞彦 君	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
会 計 管 理 者	森 隆志 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

追加日程第1	森副議長不信任決議案
日程第 1 議案第71号	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2 議案第77号	東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3 議案第78号	令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第4号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4 議案第80号	令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

6 散 会

開 会（午前9時28分）

○議長（吉永秀俊君）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議事に入ります前に、町長から8日の一般質問での発言について釈明したいとの申し出がありましたので許可をしております。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。先日の議会で私がまちづくり交付金のことで皆さん方の一般質問にお答えをいたしましたけれど、これは、今、町政懇談会で回って、今年中に7か所回りますけれど、実は金谷地区から出たんです。自由にお金を使うのが欲しい。若い人がいない、まつりをするのも大変だ、砂の掃除とか、溝の掃除、そういう公園の手入れとか。何とか少しでも活動助成金をいただけないかとの意見がありました。私は、一応判断して持ち帰っておりましたけれど、400万円のハード事業の方が、27年に蕪地区をした後、ほとんど使われておりません。決算を見ていただければおわかりになると思います。28年、29年、30年、30年は手もみ茶のホイロに20万円出ただけでございまして、今年もまだ1件も申請があっておりません。それらを有効に使わせていただけないかなと思ひまして、私の施政方針として回答したわけでございます。どうぞ、ご理解をいただきたいと思ひます。

それで、予算は当然予算として、また新年度の考えで、そういう形で上げさせていただきたいと思っております。その時に充分なご審議をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

自分の施政だと。ですから、今の発言をしたというような話なんですが、当然、こういうものは予算が通ってからでない町民の皆さまに、例えば町長は、今、金谷地区と話をして来年からやるよと、俗に言う口約束みたいな感じなんです。やるよと、来年からしたいと思っていると自分の考え方をしゃべった。そこで、仮にありえる可能性として議会がノーと言った場合は、それはあんなに言ったけど議会がうんと言わなかったということなら議会が悪者になってしまうんですよ、議会が。ですから、そういったこともあるから注意してくださいよと、この前本会議のところで私が言いました。したがって、そういったところはもう少し慎重に、この一般質問の答弁というのはやるべきではないのかと思うのですが、どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、そうですけれど、国も来年の臨時国会に水路に落ちないような防護柵を決定したとか新聞に載っているんです。免許証を返納した人に電動自転車の補助を決定したと。来年の臨時国会に出すということで載っているんですよ。これは、たぶん政府の指針だと思います。私もそういうことで、私の政策でこういう方針をさせていただきたい。確かに、議会は議決権がございますから議会が通らないとどうしてもできません。しかし、私は執行権がございますから、そういうバックボーンがあって私は発言をしているわけがございます。予算がないとおっしゃいましたけれど、今まちづくり交付金の中で400万円ございましたから、これでいけるなと私が判断して、私が自ら回答したということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で質疑を終わります。

それでは、これから、議事に入ります。

○——△——

議長、緊急動議があります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

森副議長の不信任決議案でございます。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時32分）

再開（午前9時34分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、橋村孝彦議員から、森副議長の不信任決議案の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。森副議長不信任決議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

追加日程第1 森副議長不信任決議案

○議長（吉永秀俊君）

追加日程第1、森副議長不信任決議案を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、森敏則君の退場を求めます。

（副議長退場）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、本件について提出理由の説明を求めます。提出者、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

それでは読み上げます。令和元年12月17日、東彼杵町議会議長 吉永秀俊様。提出者 橋村孝彦、賛成者 後城一雄、同 浪瀬真吾、同 口木俊二、同 尾上庄次郎、同 大石俊郎。

東彼杵町議会副議長 森敏則議員の不信任決議案。

上記の議案を次のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

理由、1つ目、令和元年12月9日、森議員は議員連絡会議において、第4回定例会における橋村議員の一般質問は町長のやらせではないかとの趣旨発言を、12月6日、町役場応接室にて行ったことを認められました。それについて森議員は、一般質問の通告書を見た住民よりやらせではないかという発言があったことを伝えたまでと弁解されましたが、確たる根拠も示さず、町長に対し、町長が議員にやらせを指示したのではないかと事実確認を迫った。これが一部町民に知れ渡っております。

係る行為は、町長の名誉を著しく失墜させるとともに、議員の一般質問を冒とくしたものとと言えます。

2つ目、令和元年8月7日、長崎県及びファロスファームの説明会が東宿住民に行われた際、一住民ならまだしも町議會議員として発言し、説明会の進行を妨げるような言動を行った。

このような行為は、住民の全般的な意見を聞き、全町的な立場で公平な判断をしなければならない立場である議員として、ましてや、副議長の職責にある者としてあるまじき行為と言わざるを得ない。

3つ目、5月以降に副議長に就任されて以来、委員会、各種会合、議会が主催する懇親会等を欠席する状況が目立ち、その中には欠席理由も妥当性に欠けるものが見られます。

4つ目、令和元年6月10日の東彼杵郡3町の町長も含めた議長、副議長、委員長で構成される東彼地区保健福祉組合の臨時会においてポロシャツで出席され、他町の関係者からひんしゅくを買うなど、批判的な意見が多く寄せられ、本町及び議会の品位を著しく傷つけられた。

また、令和元年6月28日、龍頭泉山開きの神事において、長靴やふさわしくない服装で出席された。

以上、直近の事案を述べましたが、これらは、副議長としての適格性及び品位に欠けるものと思料され、森副議長の不信任案を提出いたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから、提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

提出者、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

質疑がなければ、実は、これは私の想定では、突然こういうことをされるのかと質問が出るのかなと想定しておりましたけれど、実は、8名の議員で食事をしている際に、誰からともなくそういう意見が出まして、いろんな協議をした結果、私は、それに賛同して提出したということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

はじめに、本件に反対者の発言を許可します。1番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

また、こういったものが出て哑然としてびっくりしているだけなんですけれど、先ほどの8名の方から自然発生的に話が出たということは、私は一切知りませんし、聞いていません。この中に書いてあることも、普段の、委員会だったり、皆さんが会われている時にお話すれば良いだけではないですか。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本件に賛成者の発言を許可します。5番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は、森議員の不信任決議案に賛成の立場です。

まずひとつ、提案理由の第1項でございますが、このやらせ発言、そのような疑惑がもしあった場合、森副議長は、まず議長に相談されてから行動されるべきだったのではないかと私は思っております。本人も、12月9日の議員連絡会議で陳謝はしておられました。やはり、事の重大性を考慮されれば極めて軽率であられ、独断専行であったのではないかなと思わざるを得ません。

2つ目、第2項ファロスファーム住民説明会の件でございますけれども、そもそも森議員は、瀬戸郷の住民の方でございます。これが他地区、東宿の懇談会に赴いて、議員として、また副議長の地位にある者として、慎重な発言かつ行動をなされるべきだったと私は思っております。

ここに書いてありますように、議事進行を妨げるような大きな声、感情的とも思えるような声での発言は、議員としてふさわしくない言動であったのかなと思います。今後、自重自戒を強く求めるものであります。

3つ目、第3項ですが、5月以降、少なくとも9件の欠席をなされておられます。議会人として町主催の行事出席が優先されることなのか、地域の行事出席が優先されるべきことなのか、議長経験2期、議員歴6期目、現在副議長。この辺のところはおわかりいただけないとなれば、副議長としてはもとより議員としてもどうかと私は思っております。

最後の4項目ですけれど、このような声は、東彼3町の議員のみならず大村市の議員からも聞こえてきています。また、ある県議の方からは、こういうことを言っておられました、東彼杵町の議会はどうなっているのだ。自浄能力はないのかと、手厳しい意見も頂きました。

先ほど林田議員からありました、言えば良いではないか、注意すれば良いではないかと言われますけれど、議員歴6期目、議長2期、現在副議長。そういう方に対して私たち後輩議員の私たちが、ああしなさいこうしなさいとアドバイスできる立場にはありません。後輩議員のお手本となるべき副議長が、悪しき前例を作らないようにしていただきたいと思っております。

今回は、6月定例会に引き続き2回目の副議長不信任決議案であります。このこと自体前代未聞の出来事であります。この短い期間に2度も不信任決議案が出たということ、事例、聞いたことはありません。誠に残念なこととしか言い様がありません、しかしながら、こういうことを看過すること、見逃すこと、この方が私たち議会として、議会人として恥ずかしいことと私は思っております。今後、森副議長には、適切かつ具体的な行動を取っていただきたいということを申し述べて私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に本件に反対者の発言を許します。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

私は反対で、前回もありましたけれど、話をさせていただきます。

今問われているところが議員の資質なのか、それとも何なのかということをお聞きしたいと思うのですけれど、副議長として、では副議長を辞めたらそれで良いのかという話でもないみたいですので、議員の資質を問うていらっしゃるように聞こえますので、副議長の不信任案というのは別に関係ないのかなと思いますので、反対をいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に本件に賛成者の発言を許します。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

私は、ただいまの件につきましては賛成ということで討論いたします。

何回もこういった状況を出すということは、先ほど同僚議員からも、情けないと言いますか、議会としてもどうにもならないという考えの中で話がございましたが、ただ、森議員は、結局、副議長選をいたしまして、今まで選挙ということで立候補制を取っていませんでしたが、今年は立候補制を取っての副議長という立場で、皆さんにそれなりの指針を発表されました。それでなられたということではないかと思うのです。

そういった中で、やはり、私がここに書いてあるものを一つ一つ取り上げるものではありませんが、結局、こういった状況が出たということは、本人自身がわかるものだと私は考えております。当然、私は、副議長として皆さんを上手くまとめていくとかという話もしておりましたが、全くそれができない状況であれば、当然、副議長職としては辞めるべきだと私は思います。議員としてとおっしゃいますが、議員を辞めるまでは、問題はそこまでではひっ迫はしてないのではないかと考えがございまして。ただ、総体的に指針を申し上げられた、まとめるということについては非常に逸脱しているということを申し上げて、この件については賛成ということでお話をさせていただきました。

○議長（吉永秀俊君）

次に本件に反対者の発言を許します。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

私は、反対も賛成もできないので辞退させていただきたいと思います。

理由は、私も議員になりまして、今回2回目の不信任決議案に対して最初は反対でございましたが、今回2回出たということで賛成も反対もいたしません。辞退させてください。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時50分）

再開（午前9時50分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

それでは、ここで浦議員の退場をしていただきます。

（浦富男君退場）

○議長（吉永秀俊君）

次に、反対者の意見はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、森副議長不信任決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

起立多数であります。

したがって、森副議長不信任決議案は、原案のとおり可決されました。

ここで、森敏則君及び浦富男君の入場を許可します。

暫時休憩いたします。

暫時休憩（午前9時52分）

再開（午前9時53分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

森敏則君にお知らせします。

先ほどの森副議長不信任決議案については可決されました。

- 日程第 1 議案第 71 号 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 77 号 東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 78 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 80 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長 (吉永秀俊君)

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 71 号職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例、日程第 2、議案第 77 号東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について、日程第 3、議案第 78 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 4 号)、日程第 4、議案第 80 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)、以上 4 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長 (浪瀬真吾君)

おはようございます。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 71 号 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

2 審査年月日

令和元年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課長及び財政係長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、必要な条例を整備するためのもので、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表の内容を整備し、介護保険事業計画策定委員等 2 区分の新規参入や区長及び交通安全指導委員等 17 区分が削除されるものである。

慎重に審査した結果、適正な条例改正と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 77 号 東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定について

2 審査年月日

令和元年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長及び水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、令和 2 年度から東彼杵町公共下水道事業の中で地方公営企業法の規定に準じ、下水道財政調整基金を設置するもので、基金の設置目的や管理等について定められている。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 78 号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 4 号）

2 審査年月日

令和元年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課長、財政係長及び教育次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8976 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 48 億 7283 万 3000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では総務費にふるさと納税経費等 1 億 3962 万 5000 円、民生費に障害児通所給付費等 1905 万 8000 円、土木費に道路改良工事費等 871 万 2000 円、災害復旧費に 1730 万円、また、職員給与改定等の所要額が計上されている。

歳入では、特定財源の国庫支出金等 1 億 4499 万円、基金繰入金 1370 万円、町債 510 万円及び一般財源の地方交付税 2697 万 7000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 80 号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和元年 12 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長及び関係課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 254 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 3966 万 2000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では総務費に職員給与改定に伴う人件費等 100 万円、地域支援事業費に 154 万 2000 円が計上されている。

歳入では、保険料 115 万 4000 円、特定財源の国庫支出金等 29 万 1000 円、一般会計繰入金

109万7000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号東彼杵町下水道財政調整基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 80 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配布しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 03 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 浦 富 男